

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金				担当課 (連絡先)	次項からの個別補助金調書に記載		
交付先	団体	区レベルの 地域活動推進協議会等			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募／非公募	(公募の場合) 公募時期		次項からの個別補助金調書に記載				
(公募の場合) 応募要件	次項からの個別補助金調書に記載							
(非公募の場合) 非公募の理由	次項からの個別補助金調書に記載							
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	47	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	区レベルにおいて地域活動を行っている団体に交付される補助金であり、交通安全、スポーツ、地域活性化の3分野において事業補助を行う。 複数分野にわたる補助金であるため、詳細は事項からの個別補助金調書に記載。							
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回			
終期を延長する理由	次項からの個別補助金調書に記載							
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金により、補助対象経費や補助金額の算定方法が異なる。 詳細は事項からの個別補助金調書に記載。						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度	
	件		13(7) 件		26 件		28 件	
	10,315 千円		9,343(7,027) 千円		9,418 千円		10,203 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルにおいて地域活動を行っている団体に交付される補助金であり、交通安全、スポーツ、男女共同参画、地域活性化の4分野において事業補助を行った。							
補助金交付 による効果	区レベルでの地域活動への支援を行うことにより、地域コミュニティの活性化に寄与している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (区交通安全対策推進事業補助金)			担当課 (連絡先)	市民局生活安全部生活安全課 (TEL:711-4054)
交付先	団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	<p>区交通安全推進協議会は、本市の交通事故の絶滅、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たすことを目的としている。</p> <p>この目的を遂行するために、市内の各行政機関や県警察、各種交通関係団体、企業等の代表者が委員として構成されており、このように官民が一体となり福岡市全体で交通安全推進に取り組む団体は他にない。</p> <p>以上のことから、本補助金は公募に馴染まないものである。</p>				
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	47	年度
補助金の目的及び補助対象事業	<p><b>【目的】</b> 福岡市の交通安全思想の普及・啓発及び交通安全教育の充実強化を図り、交通事故のない快適で安全なまちづくりを推進するもの。</p> <p><b>【対象事業】</b>                      (1)交通安全思想の普及                      (2)交通安全教育の強化                      (3)道路等の整備促進                      (4)交通安全施設の整備促進                      (5)交通環境の整備促進                      (6)その他</p>				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	本市は交通安全対策に関する施策を実施する責務があり、推進協議会のような県警や関係団体等と一体となって幅広い啓発を行うことがより効果的な取り組みとなることから、補助金の継続は必要である。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p><b>【補助対象経費】</b> 四季の交通安全運動時の啓発物購入費等</p> <p><b>【補助金額の算定方法・考え方】</b> 事業を実施し、目的を達成していくために必要な額</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b>				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(7) 件	7 件	7 件	
	4,238 千円	(4,238) 千円	4,213 千円	4,189 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	四季の交通安全運動の実施 交通安全教室、街頭キャンペーンなどの実施				
補助金交付による効果	交通事故の発生件数が、年々減少傾向にある。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金(区体育振興事業補助金)			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ振興課 (TEL 711-4099)
交付先	団体	区体育振興会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	本補助金は、区におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を図り、併せて市民相互の親睦・融和等を図ることを目的とする区体育振興会が実施する事業に対して補助を行うものであるため。				
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	46	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	区体育振興会が実施する事業を補助することにより、地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的とする。 (補助対象事業) ・区体育振興会が主催・共催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業 ・区体育振興会が地域のスポーツ活動の活性化を目的として行う、地域スポーツ団体への助成事業 ・その他区長が目的達成に必要と認める事業				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	区民の体育振興と区民相互の融和を目的に組織された区体育振興会が、区民と区役所が一体となって、校区対抗大会の開催や校区体育指導者研修を実施し、区民の親睦強化と体育振興が効果的に図られていることから、今後も当該補助金交付による支援が引き続き必要と認められるため。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のための必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は可)、その他区長が不相当と認めるものを除く。 補助金額は予算の範囲内			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 区体育振興会の事業の一環で交付しており、より効率的・効果的な配分となるため。 1団体に対する間接補助金の交付額は、年度において10万円を上限とし、区体育振興会は、以下の書類に基づき、その成果を審査することとする。 (1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)資金計画書 (4)補助事業に関する前年度決算書類 (5)団体の定款や収支決算書類				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	2 件	2 件	
	1,822 千円	1,942 千円	1,749 千円	1,936 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会、研修会等を実施。				
補助金交付 による効果	区レベルの各種大会等を開催することによって、地域のスポーツレクリエーション活動の振興及び地域コミュニティの活性化に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金(南区地域スポーツ活動補助金)			担当課 (連絡先)	南区総務部企画振興課 (TEL559-5064)
交付先	団体	区レベルの 地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金 □
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 4月から5月末(交付申請をする場合は、同期間内に事前 公募時期 協議が必要)			
(公募の場合) 応募要件	地域のスポーツ・レクリエーションの推進を目的に区を単位として組織された、種目別 スポーツ団体。				
(非公募の場合) 非公募の理由	/				
補助開始年度	H18	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	スポーツ種目の普及振興及び地域におけるスポーツ・レクリエーションの推進のため、 団体が主催するスポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業等を対象とする。				
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する 理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体が自主的に大会運営を行うため。</li> <li>・区としてもスポーツの振興を推進するため。</li> </ul>				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、 食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代は可)、その他 区長が不適当と認める経費を除く。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	/				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 140 千円	2 件 140 千円	2 件 140 千円	2 件 140 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会等を実施。				
補助金交付 による効果	区レベルの各種大会等を開催することによって、地域のスポーツ・レクリエーション活 動の振興及び地域コミュニティの活性化に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金			担当課 (連絡先)	城南区総務部地域支援課 (TEL 833-4064 )
交付先	団体	区を単位として組織されたスポーツ団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 補助金を受けようとする前年度の7月初旬から8月末(事前協議を公募で受け付ける) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件	当該スポーツ種目の普及振興もしくは地域のスポーツ・レクリエーションの推進を目的に区を単位として組織されたスポーツ団体				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	24	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的及び補助対象事業	当該スポーツ種目の普及振興及び城南区の地域におけるスポーツ・レクリエーションの推進を図ることを目的として、団体が主催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業を補助対象としている。				
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	現在、補助金を交付している団体は、毎年、市民総合スポーツ大会の区代表チームを決定する区大会も開催している団体である。これらの大会等は、当該団体が運営し、住民が主体となって、スポーツを通じた住民交流等を目指しており、ひいては地域の活性化等に大いに貢献していることから、補助金の交付が今後も地域交流・活性化にも役立つと考えたため。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	補助基本額20,000円 校区体育振興団体に推薦されたチームでの区大会を実施している場合、1大会あたり60,000円を加算(120,000円を上限) 高齢者もしくは障がい者で構成される団体の場合、10,000円を加算			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	2 件	2 件	
	250 千円	220 千円	220 千円	220 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会 ・城南区ママさんバレーボール振興会 80千円 ・城南区ソフトボール振興会 140千円				
補助金交付による効果	区レベルの各種大会を開催することによって、地域のスポーツレクリエーション活動の振興および地域コミュニティの活性化に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	早良区スポレク(早良区親善ママさんバレーボール大会事業補助金)			担当課 (連絡先)	早良区総務部地域支援課 (TEL833-4403 内線435・452)		
交付先	団体	早良区ママさんバレーボール振興会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	補助事業を行う団体が早良区ママさんバレーボール振興会に限定されるため。						
補助開始年度	30	年度	経過年数	1	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	本補助金は、福岡市市民総合スポーツ大会の区対抗競技となっている福岡市ママさんバレーボール大会に早良区代表を選出するために実施する早良区親善ママさんバレーボール大会事業に要する費用の一部を助成することにより、同大会を通して、地域や世代をこえた絆づくりと校区間の親睦・交流を図ることを目的とする。 (補助対象事業) 早良区親善ママさんバレーボール大会事業						
補助金の終期	32	年度	延長回数	0	回		
終期を延長する理由							
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のために必要な最小限度の昼食代、弁当代及び茶果代は可。)その他区長が適当でないと認めるものを除く。 ・補助金額は予算の範囲内					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	件	件	件	件	件	件
	65 千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前年度補助事業 の主な実施概要							
補助金交付 による効果	早良区親善ママさんバレーボール大会事業に要する費用の一部を助成することで、福岡市市民総合スポーツ大会の区対抗競技であるママさんバレーボールの早良区代表を選出し、また、同大会を通して、地域や世代をこえた地域のきずなづくりとコミュニティの活性化を図ることに寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (東区いきいきまちづくり提案事業補助金)			担当課 (連絡先)	東区総務部企画振興課 (TEL 092-645-1014)	
交付先	■ 団体	区レベルの地域活動推進協議会等	区分	その他の補助金		
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期	4月			
(公募の場合) 応募要件	<p>東区の地域活性化や地域交流の促進等に寄与する事業であって、地域課題を解決するため自ら発意・企画し、自主的に取組むまちづくり活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 構成員が5名以上の団体であること。  (2) 営利活動を目的としない団体であること。(ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。)  (3) 宗教・政治活動を目的としない団体であること。  (4) 自治協議会等又は自治協議会等に類する団体でないこと。  (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は代表者若しくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。  (6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。  (7) 当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。  (8) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していない団体であること。  (9) 当該年度において、補助金の交付決定を受けていない団体であること。</p>					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	6	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【補助金の目的】</b>  補助金は、地域課題に取組む市民により結成された団体や企業、大学、NPOなどの多様な主体(以下「市民活動団体等」という。)が、地域の未来を共に創るパートナーとなっている社会を目指し、市民活動団体等がまちづくりのパートナーへと成長するための契機を提供するとともに、市民活動団体等の育成・創出を目的として交付する。</p> <p><b>【補助対象事業】</b>  東区の地域活性化や地域交流の促進等に寄与する事業であって、地域課題を解決するため自ら発意・企画し、自主的に取組むまちづくり事業。</p>					
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	<p>自ら発意・企画し、自主的に取組むまちづくり活動を行う団体に対して、「共創」の主体に成長するための契機を提供するとともに、当該団体の育成・創出を図ることで、東区の地域活性化や地域交流促進等の地域課題解決を図るため。</p>					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	<p><b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b>  ○補助対象経費  次のいずれにも該当しないもの。  (1)人件費(2)団体の経常的な運営費(3)活動内容自体の委託費(4)食糧費(5)市外旅費(6)備品購入費(7)被服費(8)工事費(9)その他区長が補助対象とすることが適当でないとした経費</p> <p>○補助率・補助額  補助金額(上限20万円)＝補助対象経費×補助率  補助率 1年度目:①10万円以下 100%, ②10万円超分 80%  2・3年度目: 80%</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<p><b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b></p>					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	7 件	6 件	7 件		
	1340 千円	679 千円	716 千円	1248 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい環境教室／唐原川で子ども自然観察教室や立花山写真展を実施。</li> <li>・唐津街道箱崎宿お宝さがし！／箱崎宿魅力マップの作成及び民話弾き語りイベント等実施。</li> <li>・生ごみ資源化／生ごみを家庭で堆肥化できる「ダンボールコンポスト」の講習会を開催。</li> <li>・Fukuoka Santa Walk in Kashi2017／サンタクロースの仮装してまちを練り歩くチャリティーイベントを実施。</li> <li>・地域の豆知識(知って得する事業)／大型防災釜を活用した炊き出し訓練等の防災イベントを実施。</li> <li>・視覚障がい者のインフラ「点字ブロック」見守り隊／ウォーキングとゴミ拾いを組み合わせた点字ブロックのパトロールを実施。</li> <li>・食は生命の源～知ろう、わたしの自然のサブリ～／親子食育教室を実施。</li> </ul>					
補助金交付 による効果	<p>様々な分野で自主的に取組む団体が増加し、地域活性化が図られた。</p>					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (東区にぎわいのあるまちづくり事業補助金)			担当課 (連絡先)	東区総務部企画振興課 (TEL 645-1037)	
交付先	団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期		—		
(公募の場合) 応募要件	—					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を実施し、補助目的を達成し得る団体が限定されるため。					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	4	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 博多湾東部親水空間の魅力を外に情報発信し、賑わいのあるまちづくりを推進するため、地域団体、NPO及び市民等が共働して開催するFukuoka東区花火大会を多くの市民が安全に安心して観覧できる環境整備を支援するもの。</p> <p>【補助対象事業】 Fukuoka東区花火大会</p>					
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	Fukuoka東区花火大会は、地域団体、NPO及び市民等が共働して企画・運営を行っており、東区のシンボリックなイベントとして、賑わいのあるまちづくりの推進及び博多湾東部水域の魅力発信に大きく寄与している。 また、一方で、会場周辺では違法駐車や交通渋滞が発生しており、警察の指導による観覧場所の警備体制の充実強化などが依然として課題となっており、これまで以上に警備人員や安全環境整備に係る経費が必須となってきたため、引き続き事業支援を行うもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>○補助対象経費 来場者の案内・誘導に要する経費、会場の安全対策の検討及び警備に要する経費、花火大会を起因とする事故等に対する損害保険料、その他、花火大会を安全に安心して観覧できる環境整備に要する経費として区長が認めた費用</p> <p>○補助金の算定方法 補助対象経費の2分の1以内、予算措置額を限度とする。</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、商工会、NPOなどの地域ボランティアが協力し、よりよいまちづくりや地域活性化のためFukuoka東区花火大会の企画・運営等を行った。</li> <li>・Fukuoka東区花火大会の実施にあたり、警察等の関係機関との交通規制及び警備体制の協議・調整を行った。</li> <li>・観覧者数:約8万人</li> </ul>					
補助金交付 による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年約8万人もの来場者が訪れる東区のシンボリックなイベントとなっており、賑わいのあるまちづくりの推進及び博多湾東部水域の魅力発信に大きく寄与している。</li> <li>・Fukuoka東区花火大会は自治会、商工会、NPOなどの地域ボランティアが協力し、企画・運営・関係機関との調整を行い、また、翌日には清掃活動を行うなど地域が主体的に運営しており、地域コミュニティの醸成の観点においても大きく役立っている。</li> </ul>					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。



## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金(中央区まちづくり支援事業)			担当課 (連絡先)	中央区総務部企画振興課 (718-1015)
交付先	団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	<p>中央区の地域課題の解決や活性化等のため、自ら発意・企画し、自主的にまちづくり事業に取り組む団体であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 構成員が5名以上の団体であること。</p> <p>(2) 営利活動を目的としない団体であること。(ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。)</p> <p>(3) 宗教・政治活動を目的としない団体であること。</p> <p>(4) 自治協議会(「福岡市自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会をいう。)でないこと。</p> <p>(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は代表者もしくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。</p> <p>(6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。</p> <p>(7) 当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。</p> <p>(8) 本市の市税を滞納していないこと。</p>				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	26	年度	経過年数	4	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【補助金の目的】</b> 市民自らが創意と工夫をもって、自主的に取り組む中央区の地域課題の解決や魅力づくり等の事業を支援することにより、市民一人ひとりが生きがいを持ってまちづくりに取り組む「市民主体の活力あふれるまちづくり」を促進することを目的として交付する。</p> <p><b>【補助対象事業】</b> 地域の課題解決や魅力づくり向上等のため、自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり事業。</p>				
補助金の終期	32	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>○補助対象経費 (1)報償費 (2)旅費 (3)備品・印刷消耗品費 (4)役務費 (5)借損料及び使用料 (6)その他</p> <p>○補助金額の算定方法・考え方 事業の実施に必要な経費の一部又は全部(補助対象となる経費、上限30万円)</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b>				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	3 件	3 件	3 件	3 件
	900 千円	630 千円	900 千円	800 千円	

<p>前年度補助事業 の主な実施概要</p>	<p>団体名 : NPO法人福博相伝の会 事業名 : 和のミュゼ～巻陸～官兵衛の遺産2017ーここ福岡でまちづくりひとづくりー 概要 : 福岡の魅力を知ってもらおうよう、福岡の伝統芸能等を発信し、市民一人一人が継続して福博の歴史や伝統文化を学び、地元へ愛着と誇りを持って生活することを目的とし、ステージイベント等を実施。</p> <p>団体名 : アラ還カフェ実行委員会 事業名 : アラ還カフェ 概要 : アラ還世代に対して、出かける場及び憩える場を提供し、知り合いづくりや心身の健康維持のための援助を目的とし、楽器の演奏や健康体操を実施。</p> <p>団体名 : NPO法人未来創造ハピネス 事業名 : 中央区ジュニアリーダー体験研修 概要 : 地域と一体となって活動を行っている「ジュニアリーダー」の育成を目的とし、日帰り研修や宿泊研修を実施。</p>
<p>補助金交付 による効果</p>	<p>まちづくりの主体となりうる多様な団体の発掘、地域におけるまちづくり活動の活性化や地域の課題解決の効果が生まれている。</p>

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金(南区祭り振興事業補助金)			担当課 (連絡先)	南区総務部企画振興課 (TEL559-5064)	
交付先	団体	区レベルの 地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金 □	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 6月から7月末(交付申請をする場合は、同期間内に事前 公募時期 協議が必要)				
(公募の場合) 応募要件	南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客が見込まれる祭り事業。					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	H25	年度	経過年数	6	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客が見込まれる祭り事業。					
補助金の終期	H32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭りを保存するため。</li> <li>・市としても地域の祭りの振興を推進するため。</li> </ul>					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b> 補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代は可)、その他区長が不相当と認める経費を除く。 ・100,000円を限度。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	/					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	200 千円	100 千円	100 千円	100 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客があった祭り事業を実施。					
補助金交付 による効果	祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与するとともに、地域振興の核となる拠点の振興・創造に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金(板屋地区活性化事業補助金)			担当課 (連絡先)	早良区総務部企画課 (TEL 833-4412)
交付先	団体	せふりの杜木の葉祭実行委員会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	板屋地区の活性化を図ることを目的とし、同地区にかかる自治組織や各種団体が構成された実行委員会が行う事業であり、当該事業を行う団体が限定されているため。				
補助開始年度	平成18	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	板屋町内会を初め自治協議会等の自治組織やその他各種団体が参加・協力して企画・運営している板屋地区活性化事業(せふりの杜木の葉祭)に支援を行うことにより、この事業を通じて板屋地区と市民との交歓・交流を深めるとともに、自然豊かな地域の魅力を発信し、板屋地区の活性化を図るもの。				
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	板屋地区活性化事業は、地域のネットワーク形成や魅力発信等、板屋地区の活性化に大きく寄与しており、今後も地区を支える支援の輪を広げるためには、事業継続の必要性が非常に高いと考えられるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 総事業費の3分の1以内(50万円を限度) (※板屋地区活性化事業補助金交付要綱第4条)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>○対象 全市民 ○時期 平成29年9月24日(日)</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会式典</li> <li>・自治協議会、板屋学園、商工会等による歌や演奏、踊り等のイベントステージ</li> <li>・丸太切り大会や抽選会のイベント</li> <li>・ペンダントや鉛筆づくりなどのクラフト教室</li> <li>・板屋地区等で生産された農作物等の物産販売</li> <li>・板屋の魅力や背振少年自然の家、水道局等の事業内容をパネル・チラシ等で紹介</li> </ul> <p>○企画運営 板屋町内会、脇山校区自治協議会、板屋学園、早良商工会、森林組合、オイスカ西日本研修センター、水道局、背振少年自然の家、脇山公民館、早良区役所等で組織する実行委員会において企画運営する。</p>				
補助金交付 による効果	<p>板屋地区は、市内でも極端に高齢化が進み、地域コミュニティの維持・活性化が課題となっているが、板屋町内会・自治協議会等の自治組織やその他各種団体が協力して企画・運営する板屋地区活性化事業(せふりの杜木の葉祭)への支援を行い、自然豊かな地域の魅力を発信することで板屋地区に多くの市民が集い、交流の輪が広がり、様々な支援に繋がっている。</p> <p>また、板屋地区には航空自衛隊背振山分屯基地や板屋学園があり、事業を契機として両者と板屋地区を初め自治組織との交流が深まり、ネットワークが広がることで、災害発生時の緊急時における支援・救助活動への協力や板屋地区を孤立させないための積極的な支援に発展し、地区住民の安全・安心にも寄与している。</p>				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

## 補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (人形芝居による地域活動参加啓発事業補助金)		担当課 (連絡先)	西区総務部地域支援課 (TEL 895-7036)	
交付先	団体	今津人形芝居実行委員会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	今津人形芝居に関する活動を通じた地域コミュニティ支援を主たる目的としており、対象団体が限られる。				
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	補助金の目的)地域の伝統芸能を活用し、市民が人権尊重や男女共同参画を推進する地域コミュニティ活動へ参加する意識を醸成する。 補助対象事業)今津人形芝居の振興・情報の発信、後継者育成、公演活動など				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	人形芝居については、住民自らが活動に参加しようという意識を醸成するまでには至っていない。補助金を終了した場合、人形芝居の公演活動は有料公演で自立できる状況になっていないことから活動自体が終わってしまう可能性がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input checked="" type="checkbox"/> 定額 <span style="font-size: small;">【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付申請を受けた内容について、予算額を上限として補助対象経費と認められた額</span>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	360 千円	380 千円	380 千円	380 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人形芝居の指導・育成</li> <li>・人形芝居定期公演の実施</li> </ul>				
補助金交付 による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人形芝居鑑賞という誰もが気軽に参加できる活動を通じてコミュニティ活動参加や人権尊重啓発の機運の醸成</li> <li>・地域の伝統芸能の保全・育成</li> </ul>				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。